1

の課題が含まれているともいえよう。

杏

||評

美川 主著

院 政 0 研 究

井 原 今 朝 男

あり、 論である。 を平安後期から鎌倉期までの政務の変遷として分析した政治構造 **政務の変遷を明らかにしようとする。言い換えれば、本書は院政** 議定制・院伝奏・関東申次・朝廷裁判などを分析し、 院政を一貫して捉えようという」(二八三頁)意図の下に、 提になっていた。しかし、本書は、「平安後期から鎌倉期までの 世社会への歴史的転換期を明らかにしようとする視点が暗黙の前 **倉時代にかけての社会を分析することによって、古代社会から中** あろう。これまでの研究史では、五味文彦『院政期社会の研究』 (山川出版社、一九八四)に代表されるごとく、平安後期から鎌 本書は、 院政の政務についての単著としては研究史上最初のもので それが本書の特徴であり、 著者がこれまで発表してきた論考をまとめた論文集で 同時にそこに問題点と今後 この時期の 公卿

> し政務の実態を解明した(七章部分)。つづいて鎌倉期の院評定 うシェーマに仕上げる (八章部分)。最後に、院政と寺社権門と について分析し政務の変遷を在宅諮問・議奏公卿・院評定へとい 分)。そのうえで研究史の薄かった後白河院政から後嵯峨院政期 章部分)し、さらに院政期の政治構造全体像を見通す(六章部 ながら、白河・鳥羽院政における公卿議定制の多様性を分析(一 の公卿評定制であった陣定との歴史的な相違がなにかを明確にし 制の起点として院御所議定制を取り上げ、それらと太政官政治で に鎌倉期の院政論をとりあげ関東申次と院伝奏との区別を明確に 終章 四章 目次と成稿一覧から筆者のこれまでの研究経過をみると、最初 八章 七章 六章 五章 二章 一章 総括としての院政論 平安時代の政務とその変遷 院政をめぐる公卿議定制の展開 関東申次と院伝奏の成立と展開 院政における政治構造 摂関政治と院政 寺社問題から見る院政の成立 公卿議定制の類型とその性格 公卿議定制から見る院政の成立 問題の所在~院政の研究史 新稿 一九八八 一九九一 一九九四 一九九一 一九八六 一九九四 九八四 部一九九三

本書の構成とその初出年次を整理すればつぎのようになる。

(891)

論争を通じて自説の確認と補

強を行ったものである。こうしてみると、著者の研究は鎌倉期の

五章が再度坂本批判となっており、

部分)。これ以外の一章部分は評者の『日本中世の国政と家政』 の関係を分析し、政治史や社会構造論への関連を検討する(四章

(校倉書房)への批判、三章は坂本賞三・安原功両氏への批判

区別することのない曖昧なものがまま見られるように思う。 うとする姿勢は好感がもてる。最近刊行される研究書の中には、 ても相手の主張を正確にとらえ、真摯に誠実に問題を掘り下げよ が論理的にフィードバックして組み立てられている。論争におい を再構成したという研究の軌跡を知ることができる。研究の進展 再度鎌倉期の院政にもどって政務の在り方=公卿議定制の変遷史 として平安時代後期における公卿議定制の多様な在り方を発見し、 院政研究から院伝奏や院御所評定制の重要性を抽出し、その起点 時代だけに、著者の論争の姿勢を含めて学ぶべき点は多いといえ 研究史をきちんと踏まえず、先学の研究と自己の独自の部分とを 「シーザーのものはシーザーへ」という研究者の倫理が問われる

意義について私見を記すことにしよう。 ていたかについて分析した四章・六章がその展開部分と評価する り、その政務の在り方がどのような政治構造や社会構造と関連し ことができる。以下、著者の主張する要旨を紹介し、研究史上の 公卿議定制の変遷史として分析してみせた二章・七章・八章にあ 以上から、本書の骨格が、平安後期から鎌倉期の院政を政務=

別を明確にし、 現任公卿の出席を原則とした陣定とそれ以外の場での議定 定・殿上定・院御前定・院殿上定・殿下直盧定・殿下定)との区 いて、これまで陣定を中心に検討されてきた公卿譲定制について、 本書の第一の研究成果と特徴は、摂関政治から鳥羽院政期にお 後者には摂関の出席、 招集公卿の選定、前官の出 (御前

ら諸氏の摂関期の陣定論と棚橋光男氏の提起した院政期の陣定論

これらの研究と論争を通じて、橋本義彦・土田直鎮・藤木邦彦

定制として機能しており井原説は当たらないと主張する。

この美川説に対して、天皇が臨席した御前定としての昼御座定が 上の問題をあつかう最高審理機関になったこと(七一頁)。しか に院御所議定(院御前定・院殿上定)が家政的次元をこえた国政 がら、院政期においても国家大事の叙位除目は御前定か殿下直盧 であり、国家大事をめぐる分掌説についても安原功説に基づきな 事が院殿上定で審議されるという天皇・院との分掌説を提起した。 堀河死後の白河院政下ではそれまで殿上定で行われていた国家大 **頁)であったことを再確認する。坂本氏は、さらに一人諮問説と** のとし、御前も空間概念であり天皇直属会議としての性格(九五 の両氏への批判から、殿上定には天皇は原則として出席しないも あったとする安原功・坂本賞三両氏の説が提起された。三章はこ な公卿評定の形式であった(五〇頁)ことの諸点を明らかにした。 に対して、それ以外の議定が太政官政治の形式を払拭した中世的 も、陣定が太政官議政官会議の性格を長く維持した(四六頁)の 席がみられること(八一頁)、一一○七年堀川天皇の死去ととも 関・院政期に陣定が「衰退」したと主張しているとして、後白河 うとした石井進説をも批判する。一章では、評者の説について摂 五章は坂本説への批判である。その結果、一人諮門は内覧の職 院政期については同意できるが、摂関期については陣定が公卿議 たとする坂本説がなりたたないことを明確にし、それに依拠しよ 摘し自説を補強する。国家大事と小事が院と天皇に分担されてい 改元・伊勢神宮は陣定、寺社強訴は多様な定であることを指

書

この美川説が学界の共有財産になっていくことはまちがいないとこの美川説が学界の共有財産になっていくことはまちがいないとな譲定」との歴史的な差異が明確になったことは誰もが認めるとな譲定」との歴史的な差異が明確になり、太政官政治としての陣定と、との相違点と問題点が明確になり、太政官政治としての陣定と、

確にしたことがあげられる。
で、公卿議定制の変遷を一貫した論理で説明する政治構造論を明で、公卿議定制の変遷を一貫した論理で説明する政治構造論を明院評定制に代表される後嵯峨院政や聴断制の後宇多院政に至るま第二は、これまで研究が遅れているといわれた後白河院政から

局面を切り開いた功績は大きい。

峨院政の院評定や後宇多院政の聴断制も、橋本・佐藤説のように ったという佐藤進一説を批判し、 後鳥羽院政下では坊門信清・西園寺公経が関東申次となり、 置された(二五二頁)。この時代、頼朝により院伝奏とは別に吉 に貴族層の分裂を生み九条兼実によって放棄され文治記録所が設 くの知行国を与えて院の専制を掣肘することを目的としたが、逆 を頼朝が指名した制度は、一部の現任公卿のみを指定し彼等に多 る在宅諮問が一般化した。諮問について意見を奏上する議奏公卿 れにとって代わる以前の時期であり、そこで然るべき人に諮問す る関東中次の編成換えは、後嵯峨院による道家の権限削減策であ の乱後は九条道家がその任にあたっていた。後嵯峨院政開始によ 田経房のような関東申次が創設されており、女房伝奏が定着する |て西園寺実氏の就任を阻止したものとする (二〇四頁)。 著者によると、後白河院政期は陣定が衰退し、 道家が実子実経を申次に就任さ 院御所議定がそ

ているのかについても解明しており、今後の朝廷政治史研究に新また、鎌倉後期から南北朝期にかけて政治権力の専制化がいわれまた、鎌倉後期から南北朝期にかけて政治権力の専制化がいわれては本郷氏自身が認めたごとく(『歴史学研究』六九二奏については本郷氏自身が認めたごとく(『歴史学研究』六九二章)、著者の理解に誤りはない。関東申次と院伝奏を明確に区別頁)、著者の理解に誤りはない。関東申次と院伝奏を明確に区別頁)、著者の理解に誤りはない。関東申次と院伝奏を明確に区別頁)、著者の理解に誤りはない。関東中次と院伝奏を明確に区別原の専制を抑制していたのではなく、権門の本所裁判権とともに院の専制を抑制していたのではなく、権門の本所裁判権とともに

89

家機関のみの分析では社会の全体像を解明することはできない。家機関のみの分析では社会の全体像を解明することはできない。院政期は中世社会への転換期であり、国知何なる理由に起因するものであるか、相互の連関を明らかにす目的化することなく、院の権力集中の時代背景と社会的原因を究目的化することなく、院の権力集中の時代背景と社会的原因を究目的化することなく、院の権力集中の時代背景と社会的原因を究目的化することなく、院の権力集中の時代背景と社会的原因を究相が正さ、院政下の政務の変遷を分析しながら、それのみを自己に二四頁)という学界批判をしている。そうした問題意識がありといえる制度の詳細が研究される傾向が一部にみられる」を表表し、

なずけるであろう。 に至る中世の朝廷政治形態や公家政治構造を研究しようとする者に至る中世の朝廷政治形態や公家政治構造を研究しようとする者以上の拙い紹介によっても、摂関政治から後嵯峨・後宇多院政 ていないことの成果ともいえよう。

著者が、権門寺社や摂関家など本所権力についても目配りを忘れ

ことは読み込みすぎるのではなかろうか。

でそれについて触れておきたい。 ただ、説明や論証が不足し理解しにくかった点が二、三あるの

3

間である(坂本賞三『荘園制成立と王朝国家』三〇〇頁塙書房、河院や摂関家の対応などをめぐって未解明な課題となっている離について諮問したもので、その関連史料がまったくないため、白論についてである。白河院が内大臣藤原師実に荘園整理令の対象。その一つは『後二条関白記』寛治七年三月三日条をめぐる解釈

90

として位置づけられている。しかし、その一方で、「国家大事す 所議定こそが最高の審理機関で、その評価に軽重の差があるもの 譲されている」(一五一頁)と指摘する。この主張によれば、 の多くが、意外なほど院政の確立後も内裹つまり天皇のもとで審 どという事実はまったくないことである。国家大事とされるもの べてが議定において内裹殿上(御前)定から院殿上定に移ったな 頁)。院政にとって、多くの多様な公卿議定制の中にあって院御 定の上に位置する朝廷の最高審理機関となった」とする(六二 頁)。「院御所議定は陣定や摂関のもとでの殿下議定、殿下直盧議 定は院政期にはその地位をほとんど放棄したと指摘する(六一 である。著者は荘園権門の個別利害を調整する役割を果たした陣 うに思う。今後の関係史料の発見を待ったほうがよいように思う。 その二は、院御所議定の最高審理機関という性格規定について

即位後(堀河死後)の院政の確立」(一二五頁)とか、「後三条親 諮問など)が中心となっていく傾向があらわれる」(三五頁)と 性格を払拭した形式の議定(御前定・殿上定・院御所議定・在宅 な機能を果たしていたが、次第に従来の律令制下の議政官会議の 陣定も所領相論を中心とした訴訟問題を扱っていたように実質的 他方では「院政期になるとその前半期(白河・鳥羽院政期)には 御所議定が確立したと主張しているように読み取れる。ところが、 五一頁)という表現からすれば、著者は後三条・白河院政下で院 政以降は陣定からこれ以外の議定への変化がうかがわれる」(一 述にもみえる。「院御所議定の確立に端的にみられるような鳥羽 こうした主張の揺れは、院御所議定制の確立時期についての叙

政下での多様な議定制が併存しているように理解される。

議定制そのものが形骸化するものと理解しているので、著者のよ 摂関・院政期には多様な議定の住み分けが進行していくなかで、 うとしない方法論上の限界に起因しているように思える。私は、 や摂関政治をも含んだ全体の統一した視点から議論を組み立てよ 定の評価と位置づけについては多少の未整理・混乱がみられる。 ているものの、院政下の多様な公卿議定制の中における院御所議 それ以外の多様な公卿議定制への移行という点では整合性がとれ ことができなかったという。結局、著者の主張は、陣定にかわる 後白河院政下においても院御所議定が陣定の機能にとってかわる する態勢も形成されなかった」(二二三頁)とする。ここでは、 の役割を果たしえなくなっており、院御所議定がその機能を吸収 る。さらに、「後白河院政期になると陣定の機能は衰退し、前代 をもっていたとする。院御所議定は確立していなかったことにな 述べる。ここでは、白河・鳥羽院政期ではまだ陣定が実質的機能 これは、著者が公家政治構造を院政のみに代表させ、天皇親政

必要はないように思う。あるいは評者の誤解であろうか うに、院御所議定のみを最高審理機関であると無理な規定をする

せていただきたい。 して一、二気付いた点を記し、評者への批判点についても言及さ 最後に、望蜀の言として、著者の方法論あるいは分析視角に関

いたかについて、奏事との関連において説明が不足しているので 時の国家意志決定システムにおいていかなる位置と役割を占めて その第一は、著者が本書の分析の中核とした公卿議定制が、

排

評

はないかという点である。

くる。その多様さは著者の解明したとおりであり、私も異論はな民興・院政下では陣定以外の定がいずれも「内々定」として出て、大手続であった。ことに後者は、決裁権者がより多くの支持の二大手続であった。ことに後者は、決裁権者がより多くの支持の二大手続であった。ことに後者は、決裁権者がより多くの支持の二大手続であった。ことに後者は、決裁権者がより多くの支持の二大手続であった。ことに後者は、決裁権者がより多くの支持の二大手続であった。ことに後者は、決裁権者がより多くの支持の二大手続いる。

い。しかし、それらは、奏事との関係で実施されたものである。い。しかし、それらは、奏事との関係で実施されたものである。い。しかし、それらは、奏事との関係で実施されたものである。とが独立しているようでいながら有機的連関をもっていたと的確に指摘している(二一二頁)。この指摘はきわめて重要で、そのに指摘している(二一二頁)。この指摘はきわめて重要で、そのに指摘しているようでいながら有機的連関をもっていたと的確に指摘しているようでいながら有機的連関をもっていたと的確に指摘しているようでいながら有機的連関をもっていたと的確に指摘しているようでいながら有機的連関をもっていたと的確に指摘しているようでいながら有機的連関をもっていたと的確に指摘しているようでいながら有機的連関をもっていたと的確に指摘しているようでいながら有機的連関をもっていたと的確に指摘しているようでいながら有機的連関をもっていたとのである。とが独立しているようでいながら有機的連関をもっていたと的確に指摘しているようでいながら有機の連関を関係に対しているが、表面とに対している。とが独立とは、公和評定制を論じるのみで、表面・内覧・院奏との相互関係は解明されていない。

今後は奏聞・内覧・院奏のそれぞれの構造についても分析の対象国家意志決定過程における議定制を重視してきた著者に対して

時代にも任命されてはいるが、行事弁が実質的な執行者であった

と、研究史の総括方法も含めて批判する。関政治の時代に陣定が「衰退」したとする主張には同意できない尊で、私が院政期に陣定が衰退したとする点は同意できるが、摂韓をより重視して分析したのはそうした意図である。著者は一

との二つのルートが併存していたことを主張(一六三・一九九 制に基づく太政官中心の処理ルートと職事弁官中心の処理ルート 化」「形式化」「空洞化」を強調したのは、摂関政治期に公卿合議 は院政期をも念頭においてのものであった。私が、陣定の「形骸 制はむしろ衰退・形骸化」(一九二頁)と表現しているが、それ なかった私の責任もあろう。一か所「摂関・院制期に公卿の合議 低下」(一九二頁)と主張しているが、著者はそれを「公卿会議 主張したことはない。私は陣定の「形骸化」(一四七・一四八・ である。太政官制の象徴ともいえる行事上卿は、 早く指摘していた(『中世に生きる律令』平凡社)。私も摂関政治 がそのまま鎌倉時代中期においても存続することは早川庄八氏が 存続している。石清水八幡宮訴訟について、陣定や天皇の決裁権 れている事実を指摘したかったためである。陣定は中世を通じて 頁)し、国司苛政上訴など重要な国政処理は後者によって処理さ の衰退」を主張したと読み替えている。誤解を生む文章しか書け とはいわずに、「形骸化」と表現した。それは歴史の評価の問題 の下で陣定が機能していたと考えている。だから、私は 一七三頁)「形式化」(一五六頁)「空洞化」(一六四頁)「地位の しかしながら、私は公卿議定制が摂関政治下で「衰退」したと 院政期にも鎌倉

92

にしてほしいと思う。拙著で私が奏聞・内覧・院奏のそれぞれの

#I:

たのである。もちろん一般化するのは院政期と考えている。その

評

が大きな問題になる。私は後者を重視して歴史の評価をすべきだが大きな問題になる。それゆえ、古道と新道のどちらに注目して歴史を評価するかじ、それがメイン道路となって社会が動いていくものと考えていじ、それがメイン道路となって社会が動いていくものと考えている。それゆえ、古道はそのまま存続しながら、別に新しいバイパスが通じ、それゆえ、古道はその古記録からも明らかであろう。私は、日本のような革ことはどの古記録からも明らかであろう。私は、日本のような革

点御理解ねがえれば幸いである。

まで掌握しようとしていたので、院政下でも陣定にかけるのが道 長の手に掌握されると、院政下においても摂関家はその決裁権を 史研究」三、一九九六)。院司受領や家司受領らが重任や延任し である(拙稿「院政期の地方国衙財政と民部省済事」『三田中世 文勘会では、殿下忠実の御教書が出されてようやく勘了できたの 財政官人によって作成されるようになる。知行国主宗忠の因幡公 理とされた。しかし、知行国制や院分国が一般化してくると、国 手放さなかった。受領功過定の権限は公卿らが陣定を通じて最後 も国家大事であった。摂関政治の下で叙位除目の権限が天皇と道 太政官政治だと評価してよいのであろうか。 太政官政治は存続していると評価できるだろうか。道長の政治も 氏や橋本義彦氏らのように、昔からの政治運営が残っているから うなったとき、受領の人事権はどこにあると評価するのか。 て十数年にわたって特定の国司を一門が独占するようになる。こ 雑掌らが作成すべき諸国公文までが中央の主計寮や主税寮の中央 祈年・月次・新嘗祭や荷前・神宝使などの派遣は中世において 職事弁官政治の発生は道長時代にみられていたと評価し 私はそのようには思

> 定していいのか私には理解できなかった。 えない。陣定以外の公卿議定制が荘園権門の利害調整機関だと規 な公卿議定制の機能をどのように規定するのか、その本質論が見 て院政期については否定された(六一頁)。著者は院政期の多様 矛盾を調停する機関であったとした棚橋氏の規定は、著者によっ 的分析はみられない。陣定が荘園権門の個別利害を調整し領主間 その審議内容やそれがだれの階級利害を代表しているのかの具体 定制で審議された議題は多くの一覧表であきらかにされているが、 なるのだろうか。私にはそれが一向に見えてこなかった。公卿議 は院政ー鎌倉期の社会や国家の特質のなにを明らかにしたことに 射した説得性をもっていることも事実である。しかし、その指摘 して佐藤説などを批判する。その研究は史実の新しい一側面を照 肘するよりは後嵯峨院政を強化する目的であった(二四七頁)と かるべき(三五頁)だとし、院御所議定制についても院権力を墾 を受ける面よりもその権力の補完、 第二に、著者は公卿議定制には、 強化の役割こそ重視されてし 天皇、 摂関、 院の権力が制

でる政治路線の分裂となり、相互補完機能を果たしていたはずの得宗専制など政治権力の上昇がなにゆえに、院政や天皇親政をめける院権力の上昇や公家武家一体の徳政や訴訟制度の整備・寺社則行などは、すでに佐藤・笠松・海津・市沢哲諸氏らも明らかに則行などは、すでに佐藤・笠松・海津・市沢哲諸氏らも明らかにしてきたことであり、今や常識でさえある。むしろ、問題は院やしてきたことであり、今や常識でさえある。むしろ、問題は院やしてきたことであり、今や常識でさえある。しかし、鎌倉後期の院政は諸権門の動揺のなかで院への権力集著者は、鎌倉後期の院政は諸権門の動揺のなかで院への権力集

諸権門と国家権力が矛盾・対立を激化させ、内乱状況に突入して であったのか。政治支配から遊離していく社会現象、地域的な公 時の政治権力が掌握できなかったような在地社会の変質とはなん なにが起きていたのか。年貢公事の負担者やその下部に至るまで、 ろうか。権力の相互補完・強化にみえる政治現象とは別の世界で 区別される社会の歴史性の変化なしには解明できないのではなか いくかであろう。それは、権力者による政務の世界とは相対的に

ても解明がほしかった。

権力を複数分散していった側面、社会と国家とのズレなどについ

の結実をたのしみに待ちたいと思う。 題として提起している。著者による「文化の政治性」の追究はど 研究を高く評価し、院政の文化創造、宗教史、美術史の解明を課 のようなものになるのか。著者の研究の更なる進展と、次の著作 (A5判 二八五頁 索引三〇頁 一九九六年十一月 臨川書店

七二二〇円)

(長野県立歴史館専門主事

著者は、序章と終章の両方において、故棚橋光男氏の後白河院 (898)

94